

令和4年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要

平成19年6月に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)」の規定に基づき、地方公共団体は、平成19年度決算から新たな財政指標である健全化判断比率・資金不足比率を算出し、監査委員の審査を受けて議会に報告し公表することになりました。

なお、平成20年度決算からは、法の全面施行により、いずれかの比率が早期健全化基準又は経営健全化基準以上になると「財政健全化計画」又は「経営健全化計画」、財政再生基準以上になると「財政再生計画」を策定し、財政の健全化に取り組む必要があります。

下表のとおり本市の令和4年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率は、全ての比率において基準を下回り、財政状況は健全性が保たれた状態にあるといえます。今後も指標を活用し、常に財政運営上の諸課題に取り組むことで、行財政基盤の強化に努めていきます。

1 健全化判断比率の状況

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率 (3カ年平均)	将来負担比率
本市	— (-)	— (-)	4.1 (4.1)	18.7 (21.6)
早期健全化基準	12.99 (12.98)	17.99 (17.98)	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字額がないため「—」と表示しています。

※()内は、令和3年度決算に基づく比率です。

2 資金不足比率の状況

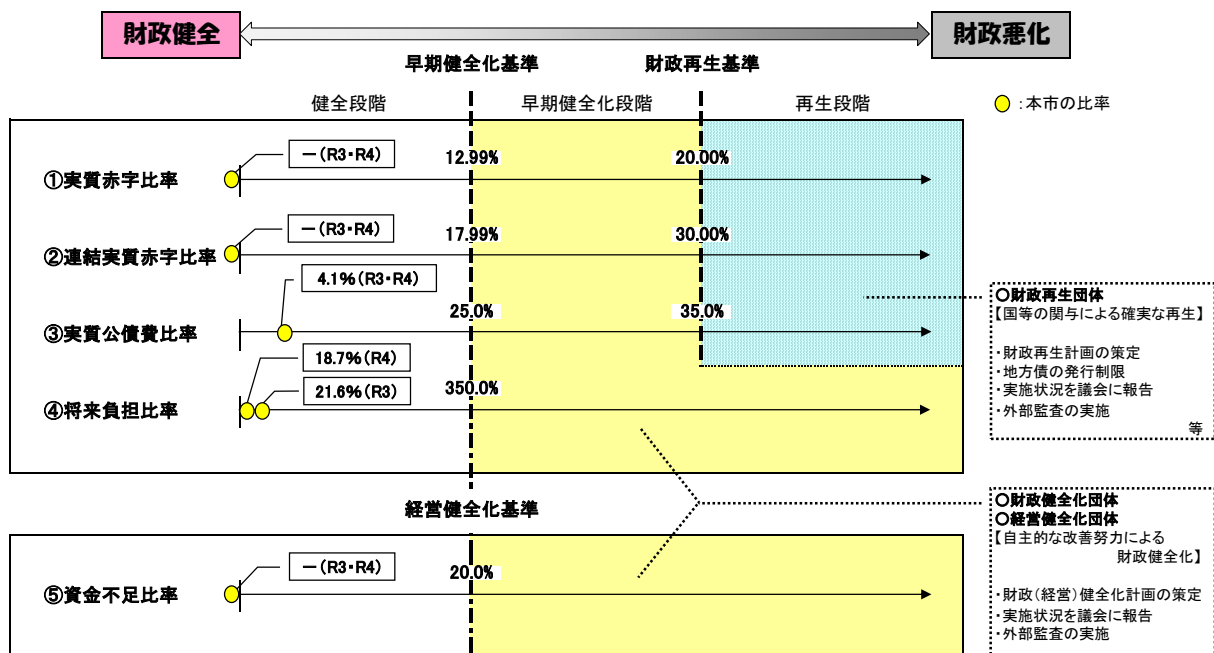
(単位:%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	— (-)	20.0
簡易水道事業会計	— (-)	
工業用水道事業会計	— (-)	
公共下水道事業会計	— (-)	
国民宿舎特別会計	— (-)	

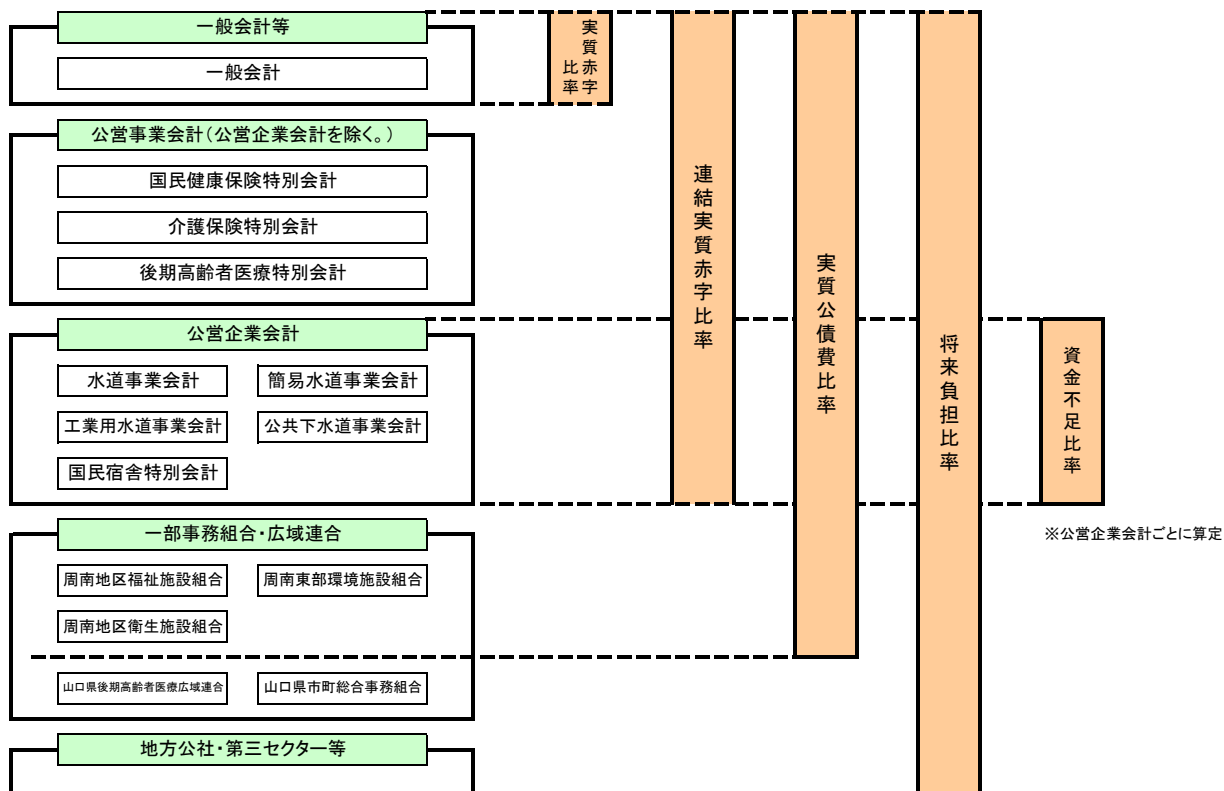
※資金不足額がないため「—」と表示しています。

※()内は令和3年度決算に基づく比率です。

3 早期健全化基準・財政再生基準・公営企業の経営健全化基準のイメージ



4 本市における健全化判断比率等の対象会計範囲



5 健全化判断比率及び資金不足比率の算定方法

① 実質赤字比率

【一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

一般会計の実質収支額 (千円)	標準財政規模(千円)
861,637	12,567,134

実質赤字比率	☆早期健全化基準	11.25～15.00%
	★財政再生基準	20.00%
▲6.85%(-)		

※実質収支が黒字の場合、実質赤字比率は負の値となる。

② 連結実質赤字比率

【全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率】

市全体での赤字の程度を指標化したもので、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：（イ＋ロ）－（ハ＋ニ）
- イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(単位:千円)

一般会計・国保・介護・後 期特別会計の実質収支 額	法適用公営企業会計(水 道3事業、下水道事業) の資金剰余額	法非適用公営企業会計 (国民宿舎特別会計)の 資金剰余額	標準財政規模(千円)
1,707,209	2,559,002	0	12,567,134

連結実質赤字比率	☆早期健全化基準	16.25～20.00%
	★財政再生基準	30.00%
▲33.94%(-)		

※連結実質収支が黒字の場合、連結実質赤字比率は負の値となる。

③ 実質公債費比率

【一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率】

義務的に支出すべき借入金の返済額やこれに準じる額の大きさを指標化したもので、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

$$\text{実質公債費比率 (3カ年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る標準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る標準財政需要額算入額})}$$

- ・準元利償還金: イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子
- ・特定財源: チからヲまでの合計額
 - チ 国や都道府県等からの利子補給
 - リ 貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金
 - ヌ 公営住宅使用料
 - ル 都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税
 - ヲ その他

元利償還金の額 ①		準元利償還金の額 ②			特定財源の額 ③	(①+②) - (③+⑤)
	公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰入金	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の利子		④ - ⑤
1,925,046	268,615	116,754	5,525	0	513,542	

(単位:千円)

標準財政規模 ④	元利償還金・準元利償還金に係る標準財政需要額算入額 ⑤	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3カ年平均)	☆早期健全化基準	25.0%
12,567,134	1,373,311	3.8%	4.1%	★財政再生基準	35.0%

④ 将来負担比率

【一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率】

借入金や将来支払う必要のある負担等について、現時点での残高として指標化したもので、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額}) + \text{地方債現在高等に係る標準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る標準財政需要額算入額})}$$

- ・将来負担額: イからヌまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人(設立法人)の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - リ 連結実質赤字額
 - ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・充当可能基金額: イからチまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

【将来負担額】 (単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合負担等見込額	退職手当負担見込額
23,142,751	803,940	4,367,742	947,664	2,844,567

設立法人の負債額等負担見込額 ※	連結実質赤字額	組合連結実質赤字額負担見込額
0	0	0

※第三セクター等

【充当可能財源等】 (単位:千円)

充当可能基金	充当可能特定歳入	標準財政需要額算入見込額	
		うち都市計画税	
6,938,212	6,572,719	5,025,507	16,496,317

標準財政規模	元利償還金・準元利償還金に係る標準財政需要額算入額	将来負担比率	☆早期健全化基準	350.0%
12,567,134	1,373,311	18.7%		

⑤ 資金不足比率

【公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率】

公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化したもので、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額：(法適用企業)＝(流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産)－解消可能資金不足額

(法非適用企業)＝(繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高)－解消可能資金不足額

・事業の規模：(法適用企業)＝営業収益の額(指定管理者制度を導入する公営企業において徴収する利用料金の額を含む。)－受託工事収益の額
(法非適用企業)＝営業収益に相当する収入の額(指定管理者制度を導入する公営企業において徴収する利用料金の額を含む。)－受託工事収益に相当する収入の額

(単位：千円)

資金の不足額 (水道事業会計)	資金の不足額 (簡易水道事業会計)	資金の不足額 (工業用水道事業会計)	資金の不足額 (公共下水道事業会計)	資金の不足額 (国民宿舎特別会計)
0	0	0	0	0

(単位：千円)

事業の規模 (水道事業会計)	事業の規模 (簡易水道事業会計)	事業の規模 (工業用水道事業会計)	事業の規模 (公共下水道事業会計)	事業の規模 (国民宿舎特別会計)
999,739	2,450	14,400	854,269	209,872

☆経営健全化基準 20.0%

資金不足比率
(左記5会計すべて)

—

※資金の不足額がない場合は「—」で表示する。

6 主な用語の説明

■標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で収入が見込まれる経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税、臨時財政対策債発行可能額を加算した額をいいます。

■早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支の不均衡その他の財政状況の悪化により、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値です。各比率のいずれかが基準以上になると、当該比率を公表した年度の末日までに「財政健全化計画」を策定しなければなりません。

■財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。各比率のいずれかが基準以上になると、当該比率を公表した年度の末日までに「財政再生計画」を策定しなければなりません。

■経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値です。基準以上になると、「経営健全化計画」を策定しなければなりません。